



宮 崎 県 公 報

平成27年 3 月12日 (木曜日) 第 2674 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“ ”) 1
- 牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視
伝染病の発生予防のための検査の実施…………… (家畜防疫対策課) 1

頁

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2
- 公 告
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 2
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… (“ ”) 3
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示…………… (河川課) 3
- 落札者等の公告…………… 3
- 正 誤
- 平成26年 6 月26日付け県公報 (第2602号) 中…………… 3

告 示

宮崎県告示第 172号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 3 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人啓愛会 わたなべ歯科医院	えびの市大字小田 596 - 8	平成26年12月 5 日

宮崎県告示第 173号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人

等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年 3 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
わたなべ医院	えびの市大字小田 596 - 8	平成24年11月 9 日

宮崎県告示第 174号

牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第 166号) 第 5 条第 1 項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成27年 3 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜の種 類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区 域	実施の期日
牛	ブルセラ病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前 2 号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成27年 4 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで
	結核病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前 2 号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ツベルクリン皮内反応		

	ヨーネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	
	牛白血病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査	
	アカバネ病			
	チュウザン病			
	アイノウイルス感染症			
	イバラキ病			
	牛流行熱			
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満48月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査	
	牛ウイルス性下痢・粘膜病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査	
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査	
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査	
	馬パラチフス		一般臨床検査及び細菌検査	
	馬伝染性子宮炎		一般臨床検査及び細菌検査	
めん羊及び山羊	伝達性海綿状脳症	月齢または推定月齢が満12月以上で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び検査山羊として選定しためん羊及び山羊	エライザ検査	
豚	豚コレラ	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査	
	オーエスキー病			
	伝染性胃腸炎			
	豚繁殖・呼吸障害症候群			
	豚流行性下痢			
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	
	低病原性鳥インフルエンザ			
	ニューカッスル病			
	家きんサルモネラ感染症			一般臨床検査及び細菌検査
	鶏マイコプラズマ病			
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査	

宮崎県告示第 175号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 3 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要 (メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(日南) 26-3	加藤 徹	日南市大字星倉字 郡下4658番 7	5.00 7.00	32.95	平成27 年 3 月 2 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、山之口土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 3 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	北園 紘美	都城市山之口町富吉3943番地

理事	川内辰雄	都城市山之口町花木781番地4
理事	迫園正男	都城市山之口町花木2054番地
理事	田上義行	都城市山之口町富吉2389番地
理事	蔵屋悟	都城市山之口町花木2038番地5
理事	連城守	都城市山之口町花木1648番地
理事	原田保志	都城市山之口町富吉4158番地
監事	下西弘美	都城市山之口町花木2437番地
監事	北園敏夫	都城市山之口町富吉3981番地1

(任期：平成31年1月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	北園紘美	都城市山之口町富吉3943番地
理事	川内辰雄	都城市山之口町花木781番地4
理事	迫園正男	都城市山之口町花木2054番地
理事	連城守	都城市山之口町花木1648番地
理事	田上義行	都城市山之口町富吉2389番地
理事	蔵屋悟	都城市山之口町花木2038番地5
理事	原田保志	都城市山之口町富吉4158番地
監事	下西弘美	都城市山之口町花木2437番地
監事	北園敏夫	都城市山之口町富吉3981番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	東千明	都城市若葉町22街区4号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり

成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 河川の名称
一級河川大淀川水系山内川
- 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 河川管理施設の位置
宮崎市大字田吉字吹地54番2から同市大字本郷北方字大園1373番3まで
- 管理を行う者の氏名及び住所
名称 道路管理者 宮崎市
住所 宮崎市橋通西1丁目1番1号
代表者の氏名 宮崎市長 戸敷 正
- 管理の内容
(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面の維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
平成27年3月12日から道路の存続する日まで

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
超臨界流体抽出クロマトグラフ質量分析計 1式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成27年2月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
サツマ薬品 株式会社 宮崎営業所 宮崎市大字本郷北方2119番地1
- 随意契約に係る契約金額
34,992,000円
- 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に該当

正 誤

平成26年6月26日付け県公報(第2602号)中

ページ	段	行	誤	正
3	左	47	字中之敷	字中之藪

3	左	48	2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備、水源の涵養 <small>かん</small>	2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (字桐原 410-10に限る。)、水源の涵養 <small>かん</small> (字中之藪 412-10に限る。)	
---	---	----	--	---	--